

改正

令和3年3月8日告示第88号

安曇野市市道認定基準に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、道路以外の道を、市道に認定する場合の一般基準を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱における用語の定義は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づくものとする。

2 有効幅員 道路境界線と反対側の道路境界線とを結んで算定した幅員から側溝、のり敷、擁壁及び縁石等の設置に要する幅員を除いたものをいう。

(市が管理していない道路以外の道を認定しようとするにあたっての条件)

**第3条** 市道の認定条件は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 道路以外の道の有効幅員が4.0メートル以上であること。

(2) 道路以外の道の起点終点がともに道路に接続していること。

(3) 舗装で道路以外の道の両側に排水構造物が整備され、かつ、路面排水が完全にできること。

(4) 道路以外の道の敷地は、全て市に寄附されるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する道路以外の道は、市道に認定することができる。

(1) 起点が道路に接道している道（有効幅員5.0メートル以上、かつ延長100メートル以下の袋路状のものに限る。）であって、両側に側溝が整備され、終端に自動車の転回広場が設置されているもののうち、前項第3号及び第4号の条件を満たすもの

(2) 国道又は県道の路線変更又は廃止により、市道として存置する必要があると認めるもの

(3) 安曇野市の開発事業に係る技術的な基準に関する規則（平成23年安曇野市規則第10号）第9条の規定による有効幅員4.0メートル未満の道を有効幅員4.0メートル以上に拡幅した道であって、前項第3号及び第4号の条件を満たすもののうち、担当部局と調整が行われたもの

(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為により既存の道の拡幅を行ったもの

(市が管理している道路以外の道を認定しようとするにあたっての条件)

**第4条** 市が管理している道路以外の道を認定しようとするにあたっての条件は、次の各号に掲げるところによる。

(1) この要綱施行の際現に一般の通行の用に供する道であって、市道に認定しようとする日において次の各号のいずれにも該当するもの

ア 有効幅員が2.5メートル以上であること。

イ 3戸以上の住宅が利用していること。

ウ 都市計画事業計画及び農道整備計画等との調整がとれていること。

エ 市道認定後に道路改良の際には4.0メートル以上の有効幅員が必要となる旨、及び自

動車の転回広場等の整備が必要となる旨の同意が土地所有者から得られていること。

- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）により設置された道であって、有効幅員が4.0メートル以上で担当部局と調整が行われたもの
- (3) 単独で整備された自転車専用道及び歩道橋等  
(認定申請)

**第5条** 第3条に係る市道認定の申請をしようとする者は、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 市道認定申請書（別記様式）
- (2) 位置図（2,500分の1のものに限る。）
- (3) 土地所有者の寄附申出書
- (4) 登記承諾書兼登記原因証明情報
- (5) 土地所有者の印鑑登録証明書
- (6) 全部事項証明書
- (7) 公図の写し
- (8) 写真  
(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。